

高齢者虐待防止のための指針

有限会社 弘正

デイサービスセンター南風田代

当事業所における虐待防止のための本方針を定める。

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

・定義

虐待している人、されている人の自覚は問わない。本人が望んでいたとしても、擁護者が一生懸命介護していたとしても、結果が不適切であれば、虐待に該当する。

(1) 身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為

＜具体的な例＞

- ① たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ② ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与えたり、身体拘束、抑制をする 等

(2) 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている養護者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること

＜具体的な例＞

- ① 入浴しておらず異臭がする、髪が伸びっぱなし、皮膚が汚れている
- ② 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間に渡っていたり、脱水症状や栄養失調状態にある
- ③ 室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- ④ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせない
- ⑤ 同居人による「虐待と同様な行為」を放置する 等

（３） 心理的虐待

脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的、情緒的な苦痛を与えること

＜具体的な例＞

- ① 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
- ② 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ③ 侮辱を込めて、子供のように扱う
- ④ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等

（４） 性的虐待

本人との間で合意形成がされない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

＜具体的な例＞

- ① 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ② キス、性器への接触、セックスを強要する 等

（５） 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

＜具体的な例＞

- ① 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ② 本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ③ 年金や貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等

２ 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・ 管理者
- ・ 相談員
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員
- ・ その他必要に応じ委員を指名する。

③高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年1回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④高齢者虐待防止委員会の役割

ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること

カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、**管理者**とします。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

①定期的な研修の実施（年1回以上）

②新任職員への研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

①利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑤で定められた高齢者虐待防止担当者とします。

②事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

③事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担

当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。
- ③対応の結果は相談者にも報告します。

8 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

2024年4月1日より施行します。